

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定を削る。

また、各種申請等に係る様式が標準化されことに伴い、今後の改正に柔軟に対応できるよう様式を別に定める運用に改めることとし、様式の規定を削る。

第 2 改正の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定（第 26 条の 2 及び第 26 条の 3）を削る。
- (2) 本文中から様式を指定する規定を削り、様式第 1 号から様式第 11 号までを削る。

第 3 施行期日

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定の削除については令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 様式に関する規定の削除については公布の日

岩見沢市規則第 19 号

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市国民健康保険条例施行規則（昭和 48 年規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「(様式第 1 号)」を削る。

第 14 条中「(様式第 2 号)」を削る。

第 14 条の 2 第 1 項中「(様式第 3 号)」を削り、同条第 3 項中「(様式第 4 号)」を削る。

第 16 条中「(様式第 4 号)」を削る。

第 18 条中「(様式第 5 号)」を削る。

第 19 条第 1 項中「様式第 6 号。」を削り、同条第 2 項中「(様式第 7 号)」を削る。

第 21 条第 1 項中「(様式第 4 号)」を削る。

第 24 条第 1 項中「(様式第 8 号)」を削る。

第 26 条の 2 及び第 26 条の 3 を削る。

第 26 条の 4 中「(様式第 11 号)」を削り、同条を第 26 条の 2 とする。

様式第 1 号から様式第 11 号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 26 条の 2 及び第 26 条の 3 を削る改正規定並びに第 26 条の 4 を第 26 条の 2 とする改正規定は、令和

8年4月1日から施行する。